

平成30年7月6日

保 護 者 様

大阪市教育委員会
大阪市立董中学校
校長 橋本 寛

河川洪水等による避難勧告等の発令があった場合の措置について

表題について、ここ数年の気象状況を鑑み、これまでの暴風警報・特別警報発令に伴う臨時休校措置に加え、下記の内容が追加されましたので、お知らせいたします。

生徒の安全に万全を期すため、臨時休業等の措置をとることがありますのでご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

午前7時の時点で、河川洪水等による「避難準備、高齢者等避難開始」、「避難勧告」「避難指示（緊急）」が城東区内に発令されている場合、城東区内全中学校を臨時休業とします。

発令段階	午前7時（城東区内全中学校）
【避難準備・高齢者等避難開始】	◎ <u>臨時休業措置</u> とします。 ・知らずに登校した生徒については、学校で安全確保を行います。
【避難勧告】	・知らずに登校した生徒については、保護者等に連絡をし、保護者等の在宅が確認できれば、安全面を十分配慮し下校させます。 (保護者等の在宅が確認できるまでは、原則、学校で待機させます。)
【避難指示】	※学校選択制等、指定外就学等で対象区域から通う生徒については、個別に対応します。

